平成17年3月24日制定 平成17年4月1日施行 平成30年7月3日改正 令和6年3月1日改正

#### I 目的

国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。)における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に推進するため、「国立大学法人東京海洋大学知的財産ポリシー」(以下「知的財産ポリシー」という。)をここに定める。

## Ⅱ 定義

知的財産ポリシーにおいて、知的財産とは、職務上の知的・精神的活動による成果物についての 特許権、実用新案権、意匠権、データベース及びプログラムに係る著作権、商標権、回路配置利用 権、種苗法における育成者権、研究成果物、技術情報及びノウハウ等並びにその知的財産権を受け る権利をいう。

### Ⅲ 基本的考え方

1 知的財産ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は、次に掲げる者(以下「職員等」という。)とする。

- (1) 国立大学法人東京海洋大学管理規則に定める役員及び職員
- (2) 国立大学法人東京海洋大学非常勤職員就業規則に定める非常勤職員
- (3) 本学が受入れる民間等共同研究員及び受託研究員
- (4) 本学の学部学生及び大学院生
- (5) 本学の非常勤研究員
- (6) 本学の研究生及び研修生
- (7) 本学からの転出者及び退職者

### 2 社会貢献面での職員等の使命と責務

職員等は、大学の使命である教育・研究に加えて研究成果の社会への還元という社会的要請を十分に理解するとともに、研究成果を知的財産として保護し、活用を図ることを自らの問題として積極的に意識し、対応していくものとする。一方では、研究成果を民間企業等での活用を図る産学・地域連携の活動に伴い、職員等や本学自身が外部から得る経済的利益等と教育・研究上の責任が衝突する利益相反が生じる。さらに、本学の使命である教育と研究の責務が犠牲になる責務相反の問題が絡む状況が生じる。このことから、利益相反・責務相反に関するマネジメントポリシーをあらかじめ大学が示し、職員等はそれを遵守する責務を負う。

また、民間企業等との共同研究等において、関係する職員等は、守秘義務等、契約の誠実な履行責務を負う。

## 3知的財産の管理及び活用の推進

海の研究戦略マネジメント機構(以下「機構」という。)においては、本学における研究成果としての知的財産を創出・取得・管理・活用をワンストップ・サービスにより支援する。また、機構では、アイディアの段階から知的財産として保護し、知財化し、活用を図るために外部の知的財産に関する専門知識を有する人材の登用を図る。これらの外部からの人材は、産学・地域連携、知的財産権や研究成果等に関するルールの策定等、知的財産に関する専門的事項を取り扱い、これにより本学における研究成果としての知的財産の有効活用を推進する。

### IV研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継等

### 1 発明及び実用新案

(1) 発明等の帰属に関する考え方

本学で創出される職務発明等については、本学が承継するものとし、機構で一元管理する。 この考え方は本学の役員及び職員、本学と雇用関係にある非常勤職員等に対して適用される。 また、学生が博士、修士及び卒業論文作成の間に生じた発明等の取り扱いについては、学生 とその指導教員を含む本学の関係者との協議によるものとする。共同研究及び受託研究への学 生の参画に伴って生じた発明等の取り扱いについては、別に締結する契約によるものとする。 その他、研究生や外部から受入れる研究員等についても学生に準じることとする。ただし、受 入れに係る契約等に定めがある場合は、その定めに従うものとする。

### (2) 発明等の届出

職員等は、発明等を行ったときは速やかに学長に届け出る。なお、発明等が生じたと考えうる時には、その関係する発明等について機構と相談するものとする。

また、発明等の届出にあたっては、学会発表、論文投稿による新規性の喪失に十分留意する。

- 1) 教育・研究への配慮
  - ① 博士及び修士論文発表会並びに卒業研究発表会

特許法第30条第2項(実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく新規性喪失の例外適用を受けることが可能であるが、発表後1年以内に 出願を行うことが必要であることに留意する。

② 研究集会等の開催

特許法第30条第2項(実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく新規性喪失の例外適用を受けることが可能であるが、発表後1年以内に 出願を行うことが必要であることに留意する。

2) 学会発表、論文投稿への配慮

アイディアの段階から知的財産として保護し、知的財産化を検討するため、機構は随時発明等に関する相談を受けるとともに、新規性喪失に対する注意を喚起する。

学会発表の予稿集原稿提出時に発明等の相談を受け、知的財産化の検討を行う。本学 が承継すべき発明等については予稿集の発行日前までに知的財産化を図る。

また、未公表の研究成果に関する論文投稿は、投稿時に発明等の相談を受け、知的財産化の検討を行う。本学が承継すべき発明等については学会誌等の発行日前までに知的財産化を図る。

(3) 発明等の評価・判定

本学は、機構に設置される発明評価委員会において、職員等に関係する発明等が職務発明等に該当するか否か、当該職務発明等の特許性・市場性の有無、特許等の出願要件を具備しているか、補償金の支払い等について評価・判定を行う。

(4) 発明等の承継手続

発明評価委員会による評価・判定に基づき、本学が特許権等を承継すべきであると決定した当該発明等については本学が特許等の出願を行い、知的財産化を図る。

本学が特許権等を承継しないことを決定した当該発明等はその発明者に帰属させる。

(5) 本学が承継した特許権等の活用

本学が承継した特許権等の技術移転を促進し、その有効活用を図る。

本学が承継した特許権等については、機構が一定期間の経過後に、改めて再評価を行い、その権利を維持するか、あるいはその権利の譲渡、放棄を行うかを決定する。

(6) 発明者に対する補償等

本学は、本学発明等補償規則により、発明等の権利譲渡による譲渡補償金及び特許権等取得による発明補償金を当該発明者に支払うものとする。また、特許権等の実施若しくは処分に基づく契約によりロイヤリティ等の収入があった場合、相当の実施補償金を当該発明者に支払うものとする。

- 2 意匠権
- 3 データベース及びプログラムに係る著作権
- 4 商標権
- 5 回路配置利用権
- 6 種苗法における育成者権
- 7 研究成果物
- 8 技術情報及びノウハウ等

上記「2 意匠権」 $\sim$  「8 技術情報及びノウハウ等」の取り扱いについては、「1 発明及び実用新案」を準用する。

# V 知的財産ポリシーの見直し

知的財産ポリシーは、知的財産の取り扱い等の個別具体的な事例を反映し、一定期間経過後、見 直しを行うものとする。